令和７年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

資料№３

令和７年４月時点の特定最低賃金

224件　（うち旧産業別最低賃金２件）　＜全国に適用される特定最低賃金1件を含む＞

改正申出　**188件**

新設申出　**11件**（※１）

必要性有無の審議

改正185件

新設11件

要件未充足
３件

申出なし
36件（※２）

必要性あり
112件

必要性なし
73件

必要性あり
０件

必要性なし
11件

金額審議
112件

改正決定
112件

改定なしで地賃超
０件

改定なしで
地賃下回る

各地域別最低賃金を上回る特定最低賃金
112件

各地域別最低賃金を下回る特定最低賃金
111件（※２）

（※１）新設申出11件の内訳は以下のとおり

＜千葉県＞
① 総合スーパーマーケット

＜東京都＞
② 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
③ 自動車小売業(新車)

＜神奈川県＞
④ 自動車（新車）小売業
⑤ 電線・ケーブル製造業
⑥ 自動車・同附属品製造業
⑦ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

＜京都府＞
⑧ 百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア
⑨ 百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター

＜和歌山県＞
⑩ 百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット

＜広島県＞
⑪ 各種商品、各種食料品小売業

令和８年４月１日時点の特定最低賃金
223件（うち旧産業別最低賃金１件）

＜全国に適用される特定最低賃金１件を含む＞
（※２）旧産業別最低賃金１件は最低賃金法第17条に基づき３月31日限りで廃止されている

最低賃金法第17条：特定最低賃金が著しく不適当となった場合、労使の申出を待つことなく厚生労働大臣又は都道府県労働局長自らが職権で廃止することができる。